

広島県道路占用規則等の一部を改正する規則を「」に公布する。

令和三年三月二十五日

広島県知事 湯崎英彦

広島県規則第二十九号

広島県道路占用規則等の一部を改正する規則

(広島県道路占用規則の一部改正)

第一条 広島県道路占用規則(昭和二十八年広島県規則第八十一号)の一部を次のように改正する。

別記様式第三号及び別記様式第四号中「氏名^印」を「氏名^印」に改める。

(地すべり等防止法施行細則の一部改正)

第二条 地すべり等防止法施行細則(平成十二年広島県規則第百三号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第四号までの様式中「平成 年 月 日」を「年 月 日」に改める。

(二級河川における竹木の流送等の規制に関する条例施行規則の一部改正)

第三条 二級河川における竹木の流送等の規制に関する条例施行規則(平成十四年広島県規則第九十三号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号及び別記様式第一号中「平成 年 月 日」を「 年
月 日」に、「氏名^印」を「氏名^印」に改め、注1を削り、注2を注1とし、注3を注2とする。

(広島県砂防指定地管理条例施行規則の一部改正)

第四条 広島県砂防指定地管理条例施行規則(平成十五年広島県規則第六号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第八号までの様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第九号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

(広島県営鞆町鍛冶駐車場管理条例施行規則の一部改正)

第五条 広島県営鞆町鍛冶駐車場管理条例(平成二十八年広島県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

別記様式第六号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「(担当者名)^印」を「(担当者名)」に改める。

別記様式第七号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「(担当者名)^印」を「(担当者名)」に、「 年 月 分」を「 年 月 分」に改める。

別記様式第八号及び別記様式第九号中「平成 年 月 日」を「 年
月 日」に、「(担当者名) (印)」を「(担当者名) 」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の様式で行われている申請その他の手続は、この規則による改正後の各規則の様式で行われている申請その他の手続とみなす。

3 この規則による改正前の各規則の様式により作成された用紙でこの規則の施行の際現に県の在庫に係るものは、この規則による改正後の各規則の様式により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができ。る。